

大阪弁護士会家事法律相談センターでは平成 18年7月3日(月)より、午前中から法律相 談を行います。

現在、大阪弁護士会家事法律相談センターでの法律相談の受付は午後1時からとなっておりますが、平成18年7月3日(月)以降、午前10時30分から法律相談を行います(法律相談の受付は午前10時からです。)

- 相談内容: 原則として、家事事件(夫婦、子ども、相続に関する問題等家庭内の紛争やその他法律で定める家庭に関する事件)の法律相談に限ります。
- 相談日時: 毎週月曜日～金曜日 受付時間、午前10時～午後3時
(正午～午後1時は昼休憩です。)
- 場 所: MG 大手前ビル5階
〒540-0012 大阪市中央区谷町3丁目1番9号
大阪市営地下鉄谷町線「谷町四丁目駅」1B番出口下車徒歩約2分
- 受付方法: 事前にお電話でご予約いただくか、直接、ご来会下さい。
(当日飛び込みでお越しになられた場合、ご相談を受けていただけない場合があります。)
- 電話番号: 06 6944 7550
- 相談料金: 30分以内5,250円(税込み)
ただし、収入が少ないなど法律扶助協会の資力要件(裏面参照。)に該当する相談者は、**無料相談**となります。また、相談を担当した弁護士に事件を依頼される場合、弁護士費用を立て替えることもできます。受付にてご遠慮なくお問い合わせください。
- 周辺地図: 下記参照



無料相談の対象となる資力基準について

(財)法律扶助協会の実施する法律相談援助の要件は、申込者が資力基準に定める資力に乏しい国民等であること、となっています。

具体的には、下表のとおりです。

		資力基準	家賃・住宅ローンの扱い	合計
単身者	基準(a)	182,000 以下	41,000 円まで加算	223,000 円以下
	大都市基準(b)	200,000 以下		241,000 円以下
2人家族	基準(a)	251,000 以下	53,000 円まで加算	304,000 円以下
	大都市基準(b)	276,000 以下		329,000 円以下
3人家族	基準(a)	272,000 以下	66,000 円まで加算	338,000 円以下
	大都市基準(b)	299,000 以下		365,000 円以下
4人家族	基準(a)	299,000 以下	71,000 円まで加算	370,000 円以下
	大都市基準(b)	328,000 以下		399,000 円以下
5人家族	基準(a)	329,000 以下	71,000 円まで加算	400,000 円以下
	大都市基準(b)	361,000 以下		432,000 円以下

以下家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算します。

大都市基準は、基準(a)の10%加算額です。

基準(a)の適用地は、河内長野・泉佐野・大阪狭山・柏原・泉南・富田林・阪南・羽曳野の各市、泉南・豊能・三島・南河内の各郡です(それ以外は大都市基準です)。

金額は手取りの額を指します。

申込者又はその配偶者が不動産その他の資産を有するときは、有資力者とみなします(但し、次の場合は除きます)。

資産が係争物件であるとき

生活のために必要な住宅及び農地

配偶者が当該紛争の相手方であるとき

医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるとき